

令和6年度第1回羽曳野市都市計画審議会

○日 時 令和6年10月24日（木）午後3時30分から午後4時30分まで

○場 所 羽曳野市役所 別館2階研修室

○議 事

議決事項

議案第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（羽曳野市決定）

○その他報告

都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について

○審議会委員（敬称略）

出席者 井上 隆晴、西堀 泰英、吉川 耕司

黒川 実、阪本 菜津代、樽井 佳代子、外園 康裕、南 玲

石橋 安恵、土屋 はるみ

奥谷 裕之、常元 幸司（※西 祐司の代理委員）、田中 直明（※村田
明彦の代理委員）

欠席者 奥野 晋也、原 誠、川口 正、小谷 拓幹、中川 哲男、岡田 秀樹

○傍聴者 なし

会議内容

1 開会

(事務局)

- ・委員総数 19 名中 13 名出席（委員総数の2分の1以上）のため、羽曳野市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、審議会成立。
- ・委員の紹介及び欠席委員の報告。

2-（1） 会長選出

- ・立候補者なし。
- ・委員より、元会長である吉川委員を推薦。他の推薦なし。吉川委員が会長に就任することについて、委員全員が異議なし。会長就任応諾。
- ・会長は吉川委員に決定。（条例第4条第1項）
- ・吉川新会長よりあいさつ

2-（2） 副会長指名

- ・会長に副会長の指名を依頼。西堀委員を副会長に指名。（条例第4条第3項）
- ・西堀新副会長よりあいさつ

3 市長あいさつ

- ・山入端市長より挨拶
挨拶後、市長は公務のため退席。

4 傍聴についての報告

(事務局)

- ・10月16日に市ウェブページにて、本審議会が傍聴可能であることを周知した旨を報告。

5 議案審議

- ・条例第5条第1項の規定により、吉川会長が議長となり、議事を進行。

議案第1号

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（羽曳野市決定）

○議案説明

(事務局)

- ・生産緑地地区制度（指定要件、指定後の行為制限、買取申出要件）について

・今回の都市計画変更の内容及び理由の説明

生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為制限解除による地区の廃止・区域変更・分割による区域の追加及び、都市計画決定権者の判断による区域変更。今回の変更により、羽曳野市の生産緑地地区は、地区数が171地区（3地区減少）、総面積が約33.22ha（約1.19ha減少）となる。

・今後の手続きについて

○質疑応答

（委員）

2点あり、1つめに、都市計画道路を跨いでいる生産緑地地区（高鷲14、18、22）の解除について、計画に差し障りなどはないか。

2つめに、今回の変更による生産緑地地区の減少について、今後の予想される傾向は。

（事務局）

まず1つめについて、生産緑地地区の変更等によって都市計画道路の計画自体が変わるわけではないため、将来実際に道路の計画が進められる場合は、その計画に則って進めることとなります。例えば、建築できても、容易に移転または除去できる建物に限られるなどの制限に変わりはありません。

2つめについて、平成4年に当初指定されて以後、基本的に地区数・面積ともに減少傾向にあります。指定から30年を経過した生産緑地についての買取申出も一定落ち着いてきている状態にありますが、一方で主たる従事者の死亡・故障による買取申出は考えられるため、減少傾向については今後も継続的であると予想されます。

（委員）

今回の地区変更の理由は、30年経過か、それとも死亡や故障が多いのか。

（事務局）

議案書4ページの新旧対照表の変更理由の欄内のとおり、今回についてはそれぞれの理由があった形です。

（会長）

他に質疑等ないか。

（委員全員）

質疑等なし。

（会長）

質疑等なければ、本議案について評決に入る。議案第1号「南部大阪都市計画生産緑

地地区の変更」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(委員全員)

異議なし。

○議決

- ・第1号議案について、異議なしと認め、原案どおり可決する。

6 その他報告

都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について

○制度説明等

(事務局)

- ・都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定の背景
- ・上位計画・関連計画・社会情勢等との関係
審議会に臨時委員として公共交通事業者などの参加を予定している旨も説明
- ・都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画策定の大きな流れについて
- ・今後のスケジュール

○質疑応答

(委員)

上位計画である第7次羽曳野市総合基本計画（仮称）の策定に向けてアンケート調査を行っているとのことだが、どのような対象・方法で実施されているのか。また、どれぐらい戻ってきているのか。

(事務局)

所管課に確認した内容では、無作為に抽出した3,000名を対象とし、調査様式を送付して回答を求める形であると聞いています。送付が10月のため、現時点で進捗状況についての具体的な回答ができる段階ではございません。なお、回答をまとめたものを基礎資料として共有をさせていただく形となります。

(委員)

立地適正化計画の説明であった、定める主な指針の内、「住宅及び都市機能増進施設の立地方針」について、農業従事者が多いような地域では、幼稚園が統合されるなど、学校施設の縮小などもされている。そういった地域についての考え方はどうか。

(事務局)

本市における現状として、施設の統合等が進んでおりますが、その後の周辺地区、も

しくは施設の周りが、土地利用としてどういう状況かというところも今後の居住を誘導する上での区域設定の考え方の基になって参ります。計画の中で、そういった範囲、状況を踏まえながら、適切な誘導を図っていくのが今後のこの計画策定にあたっての課題となっております。

実際場所によっては、居住の場所に適しているかどうかというのは、災害の想定状況等を反映して参りますので、一概に1つの要件ということではなくて、多角的な要件を見比べた上で、計画策定させていただく形と考えております。

(委員)

現在進んでいる公共施設の廃止・統合などの状況も踏まえて、計画策定を進めていくことを要望します。

(委員)

立地適正化計画におけるよくある誤解と正しい認識に関する説明については、心配される方が多いと思われる。計画策定の中で計画されているパブリックコメント等に際しても、こうした情報発信を引き続きしていただければと思う。

3点あり、まず1つめに、「地域公共交通計画を策定する際には、」と説明があったが、立地適正化計画を先に策定し、その後、地域公共交通計画を策定すると考えておられるということか。

(事務局)

まずは都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を行います。その後、別部局が策定主体になって参りますが、該当部局には地域公共交通計画の策定意向があると確認しています。

(委員)

両方の計画を連携していくことが大事ということはいろんなところで指摘されており、加えて公共交通の留意が必要になる。先の質問でもあった教育施設と同様で、困るのが、居住誘導区域を指定したところに、公共交通がなくなっているとちぐはぐになってしまうので、そういったところがないように留意いただければ。

2つめに、教育改革審議会でも、幼小中学校はどんどん厳しい状況になってくると聞いている。また、他県他市の話では、移住等で新たに居住された方が、子が学校に入る年になったときに、小学校がなくなっているといった例もあると聞いている。そうならない形の計画になれば一番いいかなと思う。そのためには、誘導のインセンティブをどれだけできるのかということにかかってくるのかなと。各局とも連携を図れるとのことだが、教育関係部署とも意見調整をしていただくことを要望します。

3つめに、両計画におけるスケジュールについて、共通事項にパブリックコメントを2回予定されているが、それぞれの回での理由、位置付けをお聞きたい。

(事務局)

1回目は、全体構想であったり、都市の活動等の基本的な方針がまとまった段階で、一旦、中間的にご意見を伺うものになります。

2回目は、最終の計画案に対してのご意見を伺うものになります。

(会長)

今ご意見があったように、公共交通のことをしっかり考えながら都市計画マスタープランなり、立地適正化計画を考えていただきたい。そして、それを基に地域公共交通計画を立てていただければと思う

学校施設についての意見がありましたが、居住誘導区域の設定では学校のことは含めないで良い、というよりは、学校はやはり居住者がいて、ある意味結果論としてあるもの。しっかりと必要な居住誘導区域を設定して、そしてそれに従って現況を見ながら、将来を予測して、学校については、統廃合なり新規なりをきちっと作っていくというふうに、いい意味で、別枠で考えていただければと思う。

(事務局)

会長がおっしゃっていただきましたように、学校は、居住されている子のためというのが第一の機能になっているかと思います。ただ、市内にある公共施設自体が数的にも、規模的にも考える必要がございます。学校自体は、教育施設としだけでなく、いろんな機能を持っています。ですので、防災上としての機能なども合わせて、計画の中で考えていきます。

教育改革審議会の考え方としての学校校区の考え方も当然あると思います。市全体としての公共施設としての機能上の部分も、それぞれの考え方を、一緒に計画策定を進めていけるよう作業を進めていきたいと考えております。

(委員)

教育関係の考えもとても大事だと思う。一方、羽曳野市は高齢化率が30%以上になっており、高齢者のことも考えて、都市計画を行っていただきたい。

(事務局)

この居住誘導区域というものは、国が示している図になりますが、両計画との関連性において多世代に関連するものであって、単に都市計画に特化するというのではなく、あくまで居住の緩やかな誘導という形で、人口密度を維持する考え方となっています。お住まいの方は限定的な年代ではございませんし、逆に限定的な年代になってしまうと、世代交代がなくなり、必要な公共施設というものが変わっていつてしまうことになります。公共施設の維持についても、世代が入れ替わって初めて維持でき、

その土地自体が継続的な利用ができる土地になり得ることになります。多世代の居住の状況であったり、年齢別であったりを、基礎資料とし、分析もさせていただき、その中で計画策定を進めていきたいと考えております。

(会長)

他に質疑等ないか。

(委員全員)

質疑等なし。

(会長)

本当にいろんな側面で考えていく必要がある。それがこうした都市計画系のプランだと思う。ぜひ漏れがないように、様々なところを評価していただき、一緒に丁寧なものを作っていけたらと思う。

7 閉会